

下関市立大学学長 様

海外留学誓約書

私は、下関市立大学（以下「本学」という。）の留学プログラムに参加するにあたり、本留学プログラムの趣旨を理解し、留学先機関において学業に精励します。また、留学先の国・地域では自ら安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って安全と健康に十分な注意を払うとともに、以下の事項を承諾し、厳守することを誓約いたします。

なお、誓約事項に反した場合は、留学に係る資格や本学の支援の取消し等が生じても、異議の申し立てはいたしません。

1. 留学生活に適応できる健康状態であり、既往歴並びに現病歴がある場合は必ず申し出ます。
2. 留学前に健康状態が悪化し、医師により留学プログラムへの参加が適当でないとの判断を受けた場合には、その結果に従うとともに、これに伴い発生する違約金、追加費用等については、私個人の負担となることを承諾します。
3. 留学に係る出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険及び留学先の国・地域において加入義務のある保険に加入します。
4. 日本政府（主に外務省）、日本の大使館又は総領事館、留学先の国・地域や経由地の政府機関、保健機関並びに世界保健機関等（以下、「政府機関等」という。）が公表する海外安全情報を確認し、自らの責任で渡航します。
5. 渡航後の事故、疾病等に備えて、常に取りべきべき行動をシミュレーションし、相談できる機関や部署、留学先機関の窓口、感染等を検査できる機関及び受け入れ可能な医療機関や滞在先の把握並びに必要な生活物資が確保できることを確認します。
6. 渡航期間中に起こった事故、疾病等については、自らの責任として対処するとともに、本学の国際交流センターに報告し密に連絡を取り合います。
7. 留学先の国・地域の災害や治安、感染症等の状況により、本学が留学の中止・延期又は帰国勧告等を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。また、これに伴い発生する違約金、追加費用等については私個人の負担となることを承諾します。
8. 留学先機関の方針により、留学プログラムの中止・延期又は帰国勧告等（オンラインといった授業形態の変更等を含む。）が決定した場合も、前項と同様に対応します。

9. 渡航期間中においては、政府機関等からの指示や通知に注意をはらい、日本国及び渡航先の国・地域の各種法令、社会規範及び留学先機関の規則を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
10. 飲酒年齢及び禁止薬物に関する各種法令を厳守し、自動車等（自動車、自動二輪車、軽飛行機、小型船舶等を含む）の運転を行いません。
11. 留学先の国・地域に到着次第、必ず海外緊急重大事故支援サービスへの登録を行います。
12. 渡航期間が3か月を超える留学の場合は、留学先の国・地域に到着次第、必ず居所を管轄する日本の大使館又は総領事館に在留届を提出します。
13. 留学期間中は、留学先機関が定め、かつ本学が承認する住居に滞在し、滞在先の変更を希望する場合は、事前に本学に届け出ます。
14. 渡航期間中は本学の国際交流センターと密に連絡を取り合い、常に状況報告を行います。
15. 以下の事項については、本学が責任を負わないことを承諾します。
 - (1) 渡航期間中の災害、戦争、革命、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不可抗力による死亡、負傷、疾病等の人的損害若しくはこれらに伴う物的損害
 - (2) 自らの法令違反、故意、過失、個人的問題から生じた損害又は自らが与えた人的損害若しくは物的損害
16. 予め渡航目的として定められたこと以外の状況下（本学や留学先機関が関与しない状況下）で発生した被害や賠償責任について、本学及び留学先機関がその責任を負わないことに同意します。
17. 留学に必要な諸手続や緊急時の対応のために、本学が私個人及び保証人の個人情報を利用することに同意します。
18. 参加者の安全確保の目的で政府機関等より要請があった場合には、個人情報を含む情報提供を行うことが有ることを承諾します。

年 月 日

学籍番号 _____ 学生氏名（自署） _____ 印

電話番号 _____

私は、下関市立大学の留学プログラムの趣旨及び上記学生の誓約内容を理解し、当該学生の渡航中の安全に関しては本人の責任で対応しなければならないことを了解した上で、当該留学に同意し、渡航中の同人の行動と必要な費用について一切の責任を負うことを誓約します。

____年 ____月 ____日

保証人氏名（自署） _____ ⑩ 本人との続柄 _____

保証人電話番号 _____

.....
※注意

1. 下関市立大学派遣留学制度の趣旨については、大学公式ホームページに公表している「下関市立大学学則」「下関市立大学派遣留学に関する規程」等を参照してください。
2. 氏名欄は学生、保証人とも自署し、別々の印鑑を使用してください。